

居宅介護支援重要事項説明書

1. 在宅介護支援センター龍岡の概要

①居宅介護支援の指定事業番号およびサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援センター龍岡
所在地	千葉県富里市七栄 653-73
介護保険指定事業番号	居宅介護支援（千葉県 1274000023号）
サービスを提供する地域	富里市

②事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
責任者	医師	1名	0名	指導・管理・監督	1名
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	居宅サービス計画書作成 介護相談・施設入所相談 苦情、ご意見対応窓口等	4名
ケアマネジャー	主任介護支援専門員	1名			
	介護支援専門員	2名			

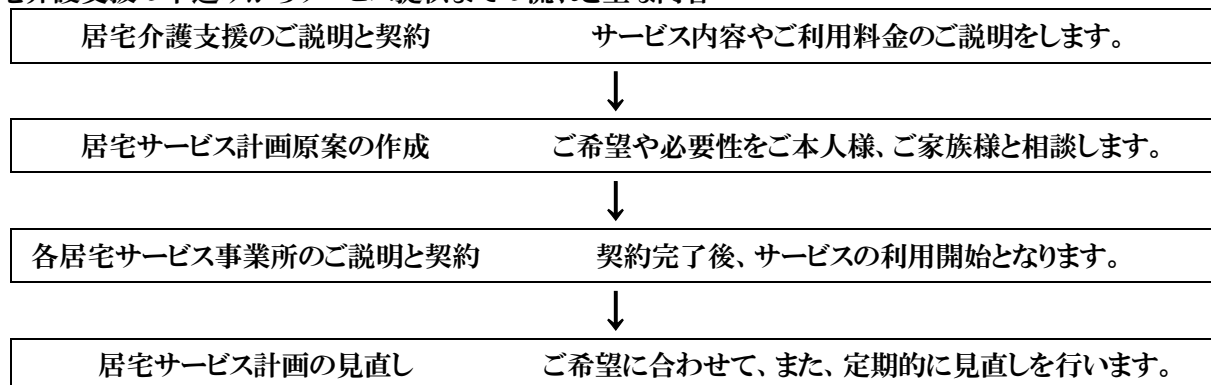
③営業時間

平日・土	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
日・年末年始	休日

④緊急連絡電話

090-1813-1459

2. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



3. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所所属のケアマネジャーがお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

②サービスの終了

○お客様のご都合でサービスを終了する場合お申し出されればいつでも解約できます。

○当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

○自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

○その他

- ・お客様やご家族様などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由を求めることができます。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

①運営の方針

お客様が最も安心される家庭での介護、および住み慣れた地域での介護が出来るように、お客様の立場で介護支援させていただきます。

②サービス利用のために

介護支援専門員(ケアマネジャー)の変更	変更を希望される方は遠慮なくお申し出下さい。
介護支援専門員への研修実施	毎年度作成する研修計画に沿って実施しています。 介護支援専門員更新研修・千葉県集団指導・各自治体実施研修等
居宅介護支援の実施方法	居宅サービス計画(ケアプラン)作成の手法は、全国社会福祉協議会方式で行います。

5. 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団知己会	代表者役職・氏名	理事長 龍岡 穂積
本事業所所在地	千葉県富里市七栄653-73	電話番号	0476-92-6871
定款の目的に定めた事業	①診療所:龍岡クリニック ②介護老人保健施設:龍岡ケアセンター ③居宅介護支援事業:在宅介護支援センター龍岡 ④その他これに付随する業務		

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 医療法人社団知己会 在宅介護支援センター龍岡

<住所> 千葉県富里市七栄653-73

<説明者> 所属 在宅介護支援センター龍岡 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

<住所>

<氏名>

印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる。

(代理人)

<住所>

<氏名>

印(続柄)